

令和二年二月五日提出
質問第三八号

新型コロナウイルス感染拡大により武漢から帰国した者を相部屋に滞在させたことに関する質
問主意書

提出者 初鹿 明 博

新型コロナウイルス感染拡大により武漢から帰国した者を相部屋に滞在させたことに関する質

問主意書

本年一月二十九日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、政府のチャーター機で帰国希望者約二百名が帰国しました。

千葉県勝浦市内のホテルが帰国者の滞在先となりましたが、一部の帰国者が相部屋に滞在することとなっていました。

相部屋となった帰国者の一方が感染していた場合、感染していない帰国者が同部屋で滞在していれば、感染する可能性は非常に高くなります。感染しているか否かが分からない帰国者を相部屋に滞在させたことは明らかに誤った対応であります。

相部屋に滞在したことで感染した方がいた場合、政府の責任が問われることとなると思います。

民間宿泊施設で協力していただけの施設を見つけないことが困難であったことと思いますが、感染拡大を防止しなければならないことを考えると滞在先の収容人数を超えて帰国させるべきではなかったのではないかと考えます。

翌日の夜には相部屋となった帰国者の一部を警察大学校に移すことが出来たことを考えると国や公的な機関の宿泊設備がある研修施設等で受入可能か帰国させる前に十分に確認していたのか疑問が残ります。

以下、政府の見解を伺います。

一 武漢からの帰国者を感染拡大の可能性がある相部屋に滞在させたことは、間違いであったと考えますが、政府の見解を伺います。

二 政府や地方自治体等が所有する研修施設等を滞在先として活用することを帰国させる前に検討したのでしょうか。検討していたのであれば帰国時点で滞在先として利用出来る施設が全くなかったということなのでしょうか。

三 相部屋に滞在したことで感染してしまった者がいた場合、政府としてどのような責任を取るのでしょうか。

右質問する。